

振動記入例

※ 本届出書は、正本にその写しを一部添えて提出してください。
様式第4（第6条関係）

振動の防止の方法変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 法第8条第1項の規定により、「当該事項の変更に係る
工事の開始の日の30日前まで」の届け出となっています。

大田原市長 〇〇 〇〇 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 〒100-0000
東京都千代田区〇〇〇
東京工業株式会社
取締役社長 東京 太郎

※ 氏名(法人にあっては代表者の氏名)の記入または本人(法人にあってはその代表者)の署名となります。

《届出代理人が届け出をする場合の記載方法》

届出者 〒100-0000
東京都千代田区〇〇〇
〇〇工業株式会社
取締役社長 東京 太郎

届出代理人 〒324-0041
大田原市本町〇〇〇
〇〇工業株式会社大田原工場
工場長 大田原 次郎

※ この場合、既に提出済みの場合を除き、「届出者」から「届出代理人」への事務の委任を記載した書面（委任状）の提出が必要となります。

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名 称	〇〇工業株式会社大田原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒324-0041 大田原市本町〇〇〇	※ 受理年月日	年 月 日
振動の防止の方法	変更前	変更後	※ 施設番号
	別紙のとおり。		※ 審査結果

※ 法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める軽微なもの」であるときには必ずしも届け出を要しないこととなっています。「環境省令で定める軽微なもの」とは、「変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合」をいいます。なお「振動の大きさの増加を伴わない」とは、たとえば「施設と基礎の間に防振ゴムを施工する」など、当該変更を行うことによって、客観的に判断して振動の大きさが増加しないと判断される場合をいいます。

備考 (省略)

(変更前)

(変更後)

(騒音・振動)

種類ごとの数・構造	別表第1に掲げる特定施設の項番号	2	2	※ 一つの事業場において複数の種類の特定施設を有している場合で、振動防止の方法を変更する対象が、そのうち一つの施設である場合には、例のように対象となる施設を明記してください。		
	特定施設の名称	圧縮機	圧縮機			
	特定施設の型式	CD-45	CD-45			
	特定施設の数					
	特定施設の規模(kw、重量 t、m ³ 、kg)					
使用の方	工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	事業場(工場)の作業時間					
	1日の使用時間(時間)					
	1回の使用時間(時間)					
	1日の使用回数(回)					
	季節変動					
騒音止又はの振動の法	騒音又は振動の防止の方法の概要	直接支持基礎	直接支持基礎 (防振ゴムの追加)			
参考事項	騒音(振動)防止施設	設計施工者	北関東建設㈱		工場全体の敷地面積 7,560m ²	
		工事予定費用	100万円			
		資金内訳	自己資金 銀行借入	100万円 万円		
		工事着手予定年月日 令和〇年〇月△日	工事完了予定年月日 令和〇年〇月▽日	使用開始予定年月日 令和〇年〇月□日		
添付書類	1 特定施設の配置図 事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図 周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの(縮尺又は距離を記載すること)。 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る作業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。					

(6-3)定型的添付書類

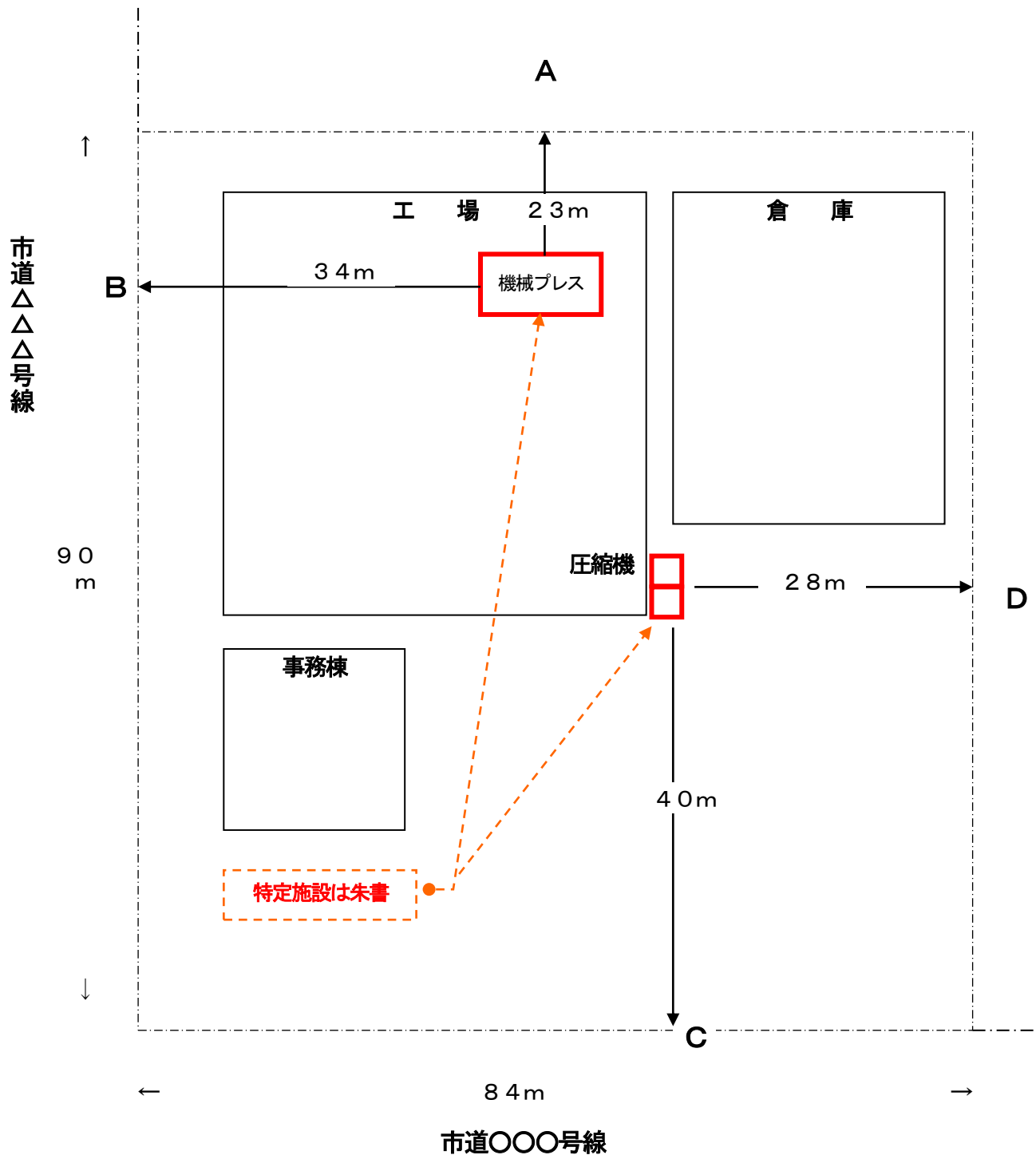
参 考 事 項

- 記載上の注意
- 届出等に係る工場、事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを○印で囲むこと。
 - 届出書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらためて記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)	氏名 美原三郎	所属 部 課 名 総務部管理課	電 話 (0287)11-1111(代)
			F A X (0287)11-1112
公害防止管理者	選任 ① 要 ② 不要	選任要 のとき 職・氏名	試験又は 資格の区分
	※ 特定施設を有する一定規模以上の工場、事業場では「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者等を選任する(届出必要)こととなっています。		
公害防止責任者	職・氏名 総務部長 末広四郎		
	※ 県条例第50条の規定により、特定施設を設置する事業場(公害防止管理者を選任している場合を除く)は、公害防止責任者を選任する(届出不要)こととなっています。		
従業員数	〇〇〇人	主 要 製 品 名 〇〇〇部品	日本標準産業分類の 小分類番号・項目
			2452 金属プレス製品製造業 ※ 総務省統計局のホームページを参照してください。
特定施設メーカー名	機械プレス 〇〇重工業(株) 圧縮機 (株)〇〇製作所		処理施設メーカー名
特定施設が関係する製造工程の概要			
別紙のとおり			
※ 添付書類として、特定施設が関係する工程表等を添付することとなっていない場合は、本欄に工程の概要を記入してください。			
特定施設等を 設置する土地	用途 地 域 準工業地域	敷 地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積	m ² 7,560 m ² 登記地目 宅地)
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 1,760 m ²)	増改築 (床面積 m ²)	
工場・事業場 当初設置年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	水質関係特定施設 当初設置年月日	年 月 日
めっき施設の設置等 に係る事前協議	① 要 ② 不要	事前協議 要のとき 対象物質	協議終了年月日
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときのみ記載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水水の排出先の用水路名 () ↓ 排水水の排出先の河川名 ()		
公害防止協定	締結 ① 有 ② 無	締結有 のとき 今回の特定施設等の 届出に関する事前協議	① 要 ② 不要 事前協議 要のとき ① 協議済 ② 協議予定
周辺における 公害苦情等の問題	現在解決して いない苦情 ① 有 ② 無	有のときは その区分	1 ばい煙 3 汚水 5 騒音 7 その他 2 粉じん 4 悪臭 6 振動 ()

添付書類 1 特定施設の配置図

(例)

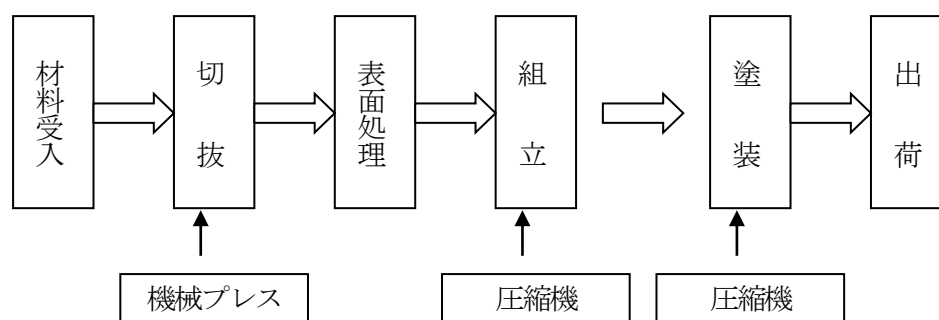


添付書類2 事業場（工場）付近の見取り図

住宅地図等付近の状況が分かる地図に、工場の敷地境界線から200mの範囲を明示した図面
(縮尺又は距離を明示すること)

添付書類3 振動の発生及び振動の防止に係る操業の系統を説明する書類

(例)



その他の添付書類 現地案内図

住宅地図等を使用するなどし、工場(事業場)所在地及びそこに至る経路が分かるような案内図

その他の添付書類 特定施設の仕様書

設置する特定施設の型式、規模、能力及び騒音が分かる書類
(製造元が発行する仕様書のようなものが望ましい)

その他の添付書類 振動防止の方法を補完する書類又は資料

必要に応じ、振動防止の方法の詳細を説明したり、参考にしたりする書類又は資料